

# 「被災中小企業組合等共同施設等復旧支援事業」のご案内

～ 共同施設（組合会館，組合事務所等）や設備の復旧を支援します ～

**募集期間 平成23年11月8日（火）から11月28日（月）まで**



## □事業の目的

宮城県では、東日本大震災により被災された中小企業組合の共同施設の復旧を支援するため、「平成23年度被災中小企業組合等共同施設等復旧支援事業」を実施しますので、以下のとおり交付申請の受付を行います。

## □補助の対象

### (1) 対象組合

事業協同組合，事業協同小組合，信用協同組合，協同組合連合会，企業組合，協業組合，商工組合，商工組合連合会及び商店街振興組合（以下「組合等」という。）とします。

### (2) 対象範囲

- ①建物
- ②建物以外の工作物
- ③土地（土地の復旧等に関し、新規の用地取得を含まない。）
- ④設備（業務に不可欠な機械及び装置（次の(3) - ②，③の場合に関し、特殊自動車及び特殊用途自動車を含む。）を含む。）

・特殊自動車：ショベル・ローダ，タイヤ・ドーザ，フォーク・リフト等  
・特殊用途自動車：コンクリートミキサー車，塵芥車，クレーン車等

### (3) 共同施設の種類の種類

- ① 組合が所有し、専ら組合事業に使用される組合会館及び組合事務所
- ② ①のほか、国庫補助事業「中小企業組合共同施設等災害復旧事業」に定めるもの（下記参照）以外の共同施設で組合事業に必要不可欠なもの
- ③ 信用協同組合，企業組合及び商店街振興組合にあっては、国庫補助事業「中小企業組合共同施設等災害復旧事業」の対象である下記の共同施設で組合事業に必要不可欠なもの

（参考）国庫補助事業「中小企業組合共同施設等災害復旧事業」の共同施設の種類の種類

(1) 倉庫	商業倉庫，製品倉庫，原材料倉庫，備品倉庫その他の商業，工業，鉱業，運送業，サービス業その他の事業の用に供する倉庫
(2) 生産施設・加工施設	鉱業施設，製造業（日本標準産業分類大分類E分類番号0911～3299）の用に供される製造施設
(3) 販売施設	共同市場，共同店舗，教養文化施設，スポーツ施設，アーケード，カラー舗装，駐車場，イベント広場，公園，緑地，公衆便所，その他商店街の機能を高める施設
(4) 検査施設	製品検査施設，原材料検査施設，機械装置検査施設，車両運搬具検査施設，工具検査施設，器具検査施設，備品検査施設，臨床検査施設
(5) 共同作業場	配送センター，出荷施設，集荷施設，廃棄物処理施設，共同車検場，こん包場
(6) 原材料置場	原材料受入れ施設，原材料貯蔵施設，原材料運搬施設

## □補助の要件

以下の要件を全て満たす被災した組合等の共同施設が補助の対象となりますので、**事前にご確認ください。**

- (1) 被災した共同施設の災害復旧事業費が **100万円以上** であること。
- (2) 共同施設のうち組合会館及び組合事務所においては、施設内で員外利用者の利用率が利用構成員全体の20%を超えない箇所のみを対象とすること。
- (3) 組合等の運営上、**経済効果の小さい**共同施設並びに規模又は能力が組合員の**規模，利用量に比べて著しく大きい**共同施設ではないこと。

○**経済効果の小さい共同施設**とは被災前において次のいずれかに該当するものです。

- ①利用者（組合員以外を含む。）が総組合員数の30%未満であるもの。
- ②組合員が資格事業の一部を実施する際使用する組合等の共同施設ではないもの。

③定款に記載された組合等の事業を行うために利用される共同施設ではないもの。

○規模又は能力が当該施設を利用する組合員の**規模や利用量に比べて著しく大きい共同施設**とは被災前において次のいずれかに該当するものです。

①組合員全体の事業規模が共同施設の能力の80%未満である施設

(事業規模の比較において、**組合員以外の利用者の利用等の割合が共同施設利用者全体の20%を超える施設を含みます。**)

②共同施設を利用する組合員数が総組合員数の30%未満である施設

(4) 次のいずれかに該当すること。(信用協同組合は本要件の適用対象から除きます。)

①共同施設の災害復旧事業費の総額を組合員の数で除して得た額が**10万円以上**であること。

②被災区域内に事業所を有し、その所有する事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる**損害を受けた組合員数が組合員総数の3割を超えている**組合の共同施設であること。

## □事業の実施期間

原則として**平成24年3月31日まで**とします。

## □補助金の率と限度

予算の範囲内において、補助対象経費の**1/2を補助する**ものとし、**災害復旧に係る経費が100万円以上**の事業に対し、補助の上限を**1組合あたり2,000万円**とします。

## □補助対象となる経費

(1) 災害復旧事業費の範囲

災害復旧事業費は、被災共同施設を**原形に復旧するもの**として現在適正単価により算出することを原則とします。

ただし、原形に復旧することが不可能な場合においては、従前の効用を復旧するための共同施設にするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるかまたは不相当である場合においては、当該共同施設に代わるべき必要な共同施設にするものとして、**必要最小限の範囲**で算出します。

(2) 災害復旧事業の申請前着工

組合等の共同施設の災害復旧事業が補助の要件を満たすものであって、**補助金に係る交付申請の前に着手されている場合**についても、確認調査により被害状況を確認した上で**適正と認められれば補助の対象とすることが**できます。

該当する事業を実施している組合等は、交付申請書に添付する事業計画書中で、当該施工について事業始期・終期(施工中の場合は予定)につき**必ず明記してください**。

## □スケジュール

補助金交付申請の募集開始	平成23年11月8日(火)
補助金交付申請の募集締切	平成23年11月28日(月)午後5時00分(必着)
確認調査	交付申請書の提出次第、書面審査を実施
交付決定	平成23年12月下旬を予定
実績報告	平成24年4月初旬まで 事業施工済の場合は完了後随時受付
完了検査	事業施工終了後随時
補助金交付	平成24年5月ごろ

## □応募書類等の入手先・応募方法等

応募書類・募集要領等につきましては、宮城県経済商工観光部商工経営支援課のホームページからダウンロードできます。

募集期間内に、**宮城県中小企業団体中央会を通じて**必要な添付書類と共に交付申請書を提出願います。

このパンフレットは、概略を説明したものです。申請にあたっては、必ず宮城県経済商工観光部商工経営支援課ホームページで事業要領などを確認の上、提出してください。

## 【問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部商工経営支援課: 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-2743 FAX 022-211-2749(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

電子メール syokeisids@pref.miyagi.jp ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/>